

議案第17号

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立取手ウェルネスプラザ3階のデッキテラスについて、貸し切ったの利用をすることができる貸出施設として追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(施設) 第3条 ウェルネスプラザには、次に掲げる施設(以下「施設」という。)を設ける。 (1)から(3)まで (略) <u>(4) デッキテラス</u> <u>(5)から(10)まで</u> (略)	(施設) 第3条 ウェルネスプラザには、次に掲げる施設(以下「施設」という。)を設ける。 (1)から(3)まで (略) <u>(4)から(9)まで</u> (略)

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第5条関係)

施設	利用時間
多目的ホール及び附帯施設 講座室 屋根付き広場 調理室 軽運動室 トレーニングジム	午前9時から午後9時まで
シャワー・ロッカールームの項から駐車場の項まで	(略)

別表第2(第10条関係)

(単位：円)

種 別	区 分			
	午前	午後	夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00
多目的ホール(通常利用)の部から屋根付き広場の部まで	(略)	(略)	(略)	(略)
調理室の部及び軽運動室の部	(略)	(略)	(略)	(略)

トレーニングジムの部から駐車場の部まで	(略)
---------------------	-----

備考

1から3まで (略)

4 次の各号に掲げる施設を営利宣伝その他これに類する目的の催物のため利用する場合における使用料は、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 控室，講座室，屋根付き広場，調理室及び軽運動室 この表に規定する使用料の額に100分の220を乗じて得た額

5から10まで (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第5条関係)

施設	利用時間
多目的ホール及び附帯施設 講座室 屋根付き広場 <u>デッキテラス</u> 調理室 軽運動室 トレーニングジム	午前9時から午後9時まで
シャワー・ロッカールームの項から駐車場の項まで	(略)

別表第2(第10条関係)

(単位：円)

区 分 種 別	午前	午後	夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00
多目的ホール(通常利用)の部から屋根付き広場の部まで	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>デッキテラス</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>二</u>
調理室の部及び軽運動室の部	(略)	(略)	(略)	(略)
トレーニングジムの部から駐車場の部まで	(略)			

備考

1から3まで (略)

4 次の各号に掲げる施設を営利宣伝その他これに類する目的の催物のため利用する場合における使用料は、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 控室, 講座室, 屋根付き広場, デッキテラス, 調理室及び軽運動室 この表に
規定する使用料の額に100分の220を乗じて得た額
5から10まで (略)

付 則

この条例は, 平成30年4月1日から施行する。